

報告第 2 号

第 4 次栗山町障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

障害者基本法第 11 条第 8 項の規定により、第 3 次栗山町障がい者福祉計画・障がい福祉計画について別冊のとおり本議会に報告する。

第3次

栗山町障がい者福祉計画

・障がい福祉計画

～自立と社会参加を目指して～

平成24年3月

栗 山 町

－ 目 次 －

第1章 計画の基本的考え方	P1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け、期間	
第2章 計画推進のための考え方	P4
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の施策体系	
第3章 栗山町の障がい者の現状	P6
1 栗山町の人口	
2 身体障がい者の現状	
3 知的障がい者の現状	
4 精神障がい者の現状	
5 難病(特定疾患)患者の現状	
第4章 障がい者福祉施策の展開	P12
1 社会参加と地域支援体制の充実	
2 地域生活環境の整備	
3 療育・教育の充実	
第5章 指定障がい福祉サービス	P18
1 指定障がい福祉サービスの実績及び必要な量の見込み	
2 指定障がい福祉サービスの必要量確保のための方策	
3 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
4 福祉施設等から一般就労への移行	
5 就労移行支援事業の利用者数	
6 就労継続支援A型事業の利用者数	
第6章 地域生活支援事業	P26
1 町の地域生活支援事業の内容	
2 地域生活支援事業の実績及び必要な量の見込み	

3 サービス必要量の確保について

第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、2002 年（平成14 年）12月に「栗山町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある方が住みなれた地域の中で、より豊かで生きがいのある生活を送れる“共に生きる社会”を実現するため「人にやさしく生きがいをもてるまちづくり」の基本理念のもと、障がい者福祉に関して様々な事業を展開してきました。

この間、2005 年（平成17年）には、従来の障がい者福祉施策を大きく転換する「障害者自立支援法」が制定され、2006 年（平成18 年）に障害福祉サービス、地域生活支援事業について、各年度に必要な見込量とそれを確保するための方策を定めるため「栗山町障がい福祉計画」を策定し、2009年（平成21 年）3月には「栗山町障がい者福祉計画」と「栗山町障がい福祉計画」を一体的に推進していくため、「第2次栗山町障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

また、北海道では、2009年（平成21年）3月には障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（略称：北海道障がい者条例）を公布しているところです。

この計画は、北海道障がい者条例に挙げる施策を展開し、さらに、障害者自立支援法の法制度見直しの動向を注視しながら、障がいのある方が住みなれた地域の中で、より豊かで生きがいのある生活を送れる“共に生きる社会”また『安心して暮らせるふるさとづくり』の実現のため、取り組むべき課題を明らかにし、自立した日常生活又は社会生活や社会参加ができることを総合的に支援できる仕組みや体制を築くことを目的に本計画を策定します。

『障害』と『障がい』の表記について

本計画では、『害』という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り『障がい』という表記にしています。

2 計画の位置付け、期間

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者基本計画」及び障害者自立支援法第88条の規定に基づく「障害福祉計画」の各計画を、総合的に推進する観点から、一体的に策定するものです。

また、本町の総合的なまちづくり計画である「栗山町第5次総合計画」を上位計画とし、障がい福祉分野における部門計画として、町の福祉政策との整合性を確保するとともに、高齢者や子ども、保健施策分野の諸計画との整合性にも留意しながら策定するものです。

計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間を期間として策定し、必要に応じ見直しを行うこととします。

関連法律

障害者基本法第11条第3項（障害者基本計画等）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援法第88条（市町村障害福祉計画）

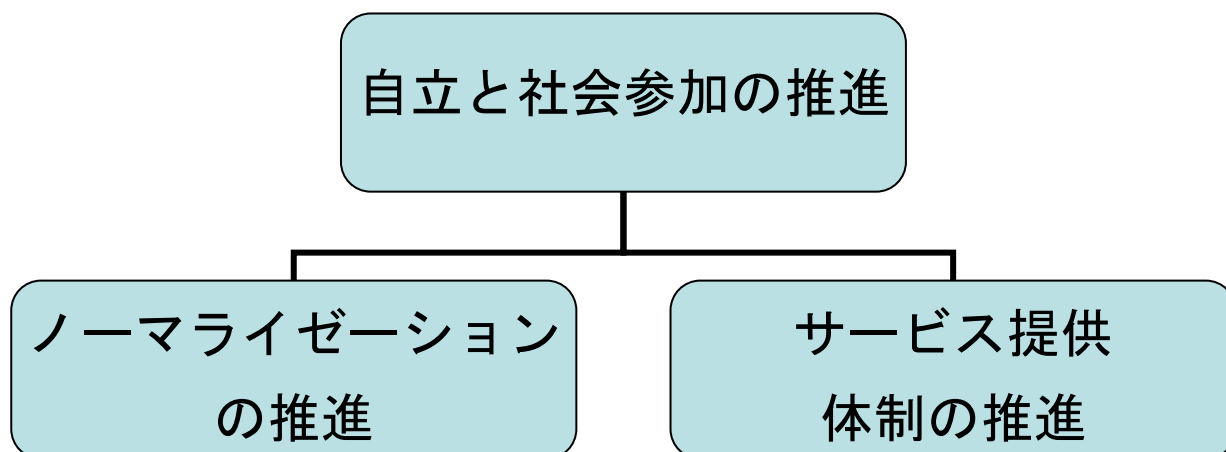
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
第1次 障がい者福祉計画													
障がい福祉計画													
第2次 障がい者福祉計画 ・ 障がい福祉計画							 (21年度 障がい福祉計画見直し)						
第3次 障がい者福祉計画 ・ 障がい福祉計画													

第2章 計画推進のための考え方

1 計画の基本理念

栗山町第5次総合計画の福祉・保健・医療のテーマである『安心して暮らせるふるさとづくり』の実現、障がいのある方が住みなれた地域の中で、より豊かで生きがいのある生活を送れる“共に生きる社会”を目指し、『自立と社会参加の推進』を基本理念とし、次に掲げる2つを計画の柱とします。



○ノーマライゼーション

すべての人を幸福にするという福祉の基本理念のもとに、障がいの有無にかかわらず、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてをノーマライゼーションといい、高齢者や子どもなどを含めて、障がいがありながらも普通の町民と同じ生活ができるような環境づくりこそがノーマライゼーションの目的です。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、障がいのある方の自己決定や選択を尊重し、自立した日常生活又は社会生活ができるように、次に掲げる項目を基本目標とし、自立支援・地域生活支援の取り組みを進めます。

1. 社会参加と地域支援体制の充実
2. 地域生活環境の整備
3. 療育・教育の充実
4. 指定障がい福祉サービス
5. 地域生活支援事業

自立と社会参加の推進

ノーマライゼーションの推進

社会参加と地域支援体制の充実 (ソフト面)

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 関係団体支援とネットワーク体制の強化
- (3) 障がいのある方の自立の推進
- (4) 交流事業の推進
- (5) 情報提供の充実

地域生活環境の整備 (ハード面)

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 雇用・就労の支援
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 移動・交通対策の充実
- (5) 防犯・防災対策の充実

療育・教育の充実

- (1) 妊娠期から乳児期の支援・相談体制の充実
- (2) 幼児期の支援体制の充実
- (3) 学齢期の学校教育の充実
- (4) 保護者に対する支援・相談体制の整備
- (5) 関係機関との連携体制の整備

サービス提供体制の推進

指定障がい福祉サービス

- (1) 訪問系サービス
- (2) 居住系サービス
- (3) 日中活動系サービス

地域生活支援事業

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活サポート事業
- (8) 自動車運転免許取得・改造費助成事業
- (9) 点字・声の広報等発行事業

第3章 栗山町の障がい者の現状

1 栗山町の人口

栗山町の人口は平成23年12月末現在で、13,273人となっており、平成18年度から902人、6.3%減少しております。

しかし、65歳以上の人口は、平成18年度末の4,255人から平成23年12月末現在で4,355人と100人増加しており、総人口の32.8%が65歳以上となっております。

栗山町の人口推計(年齢階層別)

(各年度末現在、単位：人)

	18歳未満	18歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	総数
18年度	2,032	3,116	4,772	4,255	14,175
19年度	1,994	2,985	4,691	4,302	13,972
20年度	1,913	2,859	4,548	4,364	13,684
21年度	1,853	2,810	4,493	4,377	13,533
22年度	1,810	2,712	4,477	4,359	13,358
23年度 (12月末)	1,785	2,646	4,487	4,355	13,273

2 身体障がい者の現状

身体障害者手帳が交付されている方は、平成23年12月末現在で、825人となっており、平成18年度末から7人、0.8%減少しております。

(平成22年度より、内部障害に肝臓機能障害も適用されることとなりました。)

身体障がい者数の推移(級別)

(各年度末現在、単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
18年度	245	131	120	187	59	90	832
19年度	236	134	118	194	57	87	826
20年度	238	132	117	212	62	84	845
21年度	231	128	124	221	63	77	844
22年度	232	118	120	217	63	76	826
23年度 (12月末)	229	109	121	227	64	75	825

障がい別では、肢体不自由が最も多く平成23年12月末現在で、520人となっており、全体の63.0%を占め、次いで、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語機能障がいの順になっています。

身体障がい者数の推移(障がい別)

(各年度末現在、単位：人)

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡 機能障がい	視覚障がい	音声・言語 機能障がい	総 数
18 年度	518	177	74	58	5	832
19 年度	527	167	69	58	5	826
20 年度	548	164	69	58	6	845
21 年度	545	167	66	61	5	844
22 年度	529	165	68	59	5	826
23 年度 (12月末)	520	176	68	55	6	825

年齢階層別にみると、平成23年12月末現在で、65歳以上が640人となっており、全体の77.6%を占めています。

身体障がい者の現況(年齢階層別)

(平成23年12月末現在、単位：人)

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡 機能障がい	視覚障がい	音声・言語 機能障がい	総 数
18 歳未満	5	2	1	0	0	8
18 歳以上 40 歳未満	19	5	3	2	0	29
40 歳以上 65 歳未満	102	34	2	9	1	148
65 歳以上	394	135	62	44	5	640
総 数	520	176	68	55	6	825

3 知的障がい者の現状

療育手帳が交付されている方は、平成23年12月末現在で、175人となっており、平成18年度末からA判定が6人、B判定が25人増加し、全体では31人、21.5%増加しています。

知的障がい者数の推移(判定別) (各年度末現在、単位：人)

	A判定	B判定	総数
18年度	53	91	144
19年度	56	99	155
20年度	56	107	163
21年度	56	110	166
22年度	58	114	172
23年度 (12月末)	59	116	175

年齢階層別にみると、平成23年12月末現在で、18歳以上65歳未満が125人となっており、全体の71.4%を占めています。

知的障がい者の現況(年齢階層別) (平成23年12月末現在、単位：人)

	A判定	B判定	総数
18歳未満	7	26	33
18歳以上 40歳未満	16	42	58
40歳以上 65歳未満	28	39	67
65歳以上	8	9	17
総数	59	116	175

4 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳が交付されている方は、平成23年12月末現在で、43人となっており、平成18年度末から6人、16.2%増加しております。

また、障害者自立支援医療（精神通院）については、平成23年12月末現在で178人となっており、平成18年度末から8人、4.3%減少しております。

精神障がい者数の推移（障がい別）

（各年度末現在、単位：人）

	精神障害者保健福祉手帳				障害者自立支援医療 （精神通院）
	1 級	2 級	3 級	総 数	
18 年度	6	20	11	37	186
19 年度	6	22	9	37	168
20 年度	4	24	8	36	177
21 年度	5	20	9	34	176
22 年度	5	25	10	40	180
23 年度 （12月末）	5	29	9	43	178

5 難病（特定疾患）患者の現状

国で指定されている特定疾患医療受給者証を交付されている方は、平成18年度末から平成22年度末現在で9人、8.7%増加しています。

（1）国指定疾患

（各年度末現在、単位：人）

疾 患 名	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
ベーチェット病	6	5	5	4	4
多発性硬化症	2	2	2	1	2
全身性エリテマトーデス	6	6	5	5	5
再生不良性貧血	4	4	4	5	5
サルコイドーシス	3	3	3	3	3
筋萎縮性側索硬化症	3	4	3	2	1
強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	5	5	4	5	6
特発性血小板減少性紫斑病	3	4	4	4	4
結節性動脈周囲炎	1	1	1	1	2
潰瘍性大腸炎	9	10	12	14	13
大動脈炎症候群	1	1	1	0	0
ビュルガー病	4	2	2	3	3
天疱瘡	1	1	1	1	1
脊髄小脳変性症	2	2	1	1	1
クローン病	5	6	5	5	4
パーキンソン病関連疾患	19	20	21	20	18
後縦靱帯骨化症	6	6	5	8	8
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉鎖症）	2	3	3	3	1
突発性心筋症（うっ血型）	0	0	1	2	2
多系統萎縮症	6	6	7	5	5
原発性胆汁性肝硬変	3	3	3	3	3
重症急性膵炎	1	0	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	3	3	3	4	4
混合性結合組織病	1	1	1	1	1
原発性免疫不全症候群	1	1	1	1	1
突発性間質性肺炎	0	0	0	1	1
網膜色素変性症	6	7	8	9	9
神経線維腫症	0	0	0	1	1
肥大型心筋症	0	0	0	0	2
間脳下垂体機能障害	0	0	0	0	2
国 指 定 疾 患 合 計	103	106	106	112	112

(2) 道単独指定疾患

(各年度末現在、単位：人)

疾 患 名	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
下垂体機能障害	2	3	3	2	2
突発性難聴	10	11	7	6	6
シェーグレン症候群	14	15	16	17	20
難治性肝炎	—	2	3	3	3
橋本病	—	—	—	—	—
特発性間質性肺炎（特例）	1	2	2	3	2
特発性心筋症（肥大型）	1	2	2	2	2
道 指 定 疾 患 合 計	28	35	33	33	35

(3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証交付者数

(各年度末現在、単位：人)

疾 患 名	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
ウイルス性肝炎	32	32	37	41	26
橋本病	—	—	1	—	—
難治性肝炎（経過措置）	32	30	—	—	—
橋本病（経過措置）	11	11	—	—	—
合 計	75	73	38	41	26

(4) ウィルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証交付者数（H20.4～）

(各年度末現在、単位：人)

疾 患 名	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
B型肝炎（核酸アナログ療法）	—	—	—	16	16
C型慢性肝炎	—	—	1	2	3
合 計	—	—	1	18	19

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 社会参加と地域支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある方が安心して地域生活を送り、社会参加をするためには、障がいや障がいのある方に対する町民の正しい理解と認識を深め、差別や偏見など誤った認識をなくし、地域でともに暮らす仲間として平等な地域社会を築いていく必要があります。

障がいのある方への理解は、障がいの有無に関わらず、日常的なふれあいを通じて育てられ形成されます。また、幼少期からの経験も大切であることから、学校などにおける福祉についての学習、ボランティア活動、地域福祉活動などを通して住民への啓発を推進します。

【具体的な施策】

(1) 相談支援体制の構築

障がいのある方が、自立した日常生活・社会生活並びに社会参加をするためには、障がい福祉サービスの提供体制を整えていくとともに、一人ひとりのニーズに対応するため、保健・医療・教育など関係分野と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。また、多様なニーズに対応していくために広域で設置する地域自立支援協議会を充実させ、近隣市町及び関係事業所等とのネットワークを構築し、より充実した支援体制の推進を図るとともに、障がいのある方の権利擁護を進めるため、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、身体障がい者相談員（1名）・知的障がい者相談員（1名）と連携をとり、障がい者週間（毎年12月3日～12月9日）に相談会等を開催し、相談窓口の強化に努めます。

主 な 取 組

- ① 相談支援体制の充実
- ② 成年後見制度の利用促進
- ③ 特設障がい者相談の実施

(2) 関係団体支援とネットワーク体制の強化

地域福祉の推進を図るためには、各関係団体が行う福祉活動が重要な役割を果たしています。これらの団体が福祉活動を積極的に行えるよう、団体活動を支援すると共に、行政・地域・ボランティア団体とが連携し、協働で福祉活動を推進するためのネットワークの強化を図り、障がいのある方の地域支援体制の整備と福祉事業の充実を図ります。

主 な 取 組

- ① 障がい者福祉団体への支援
- ② ボランティア連絡協議会との連携

（３）障がいのある方の自立の推進

障がいのある方が自立した社会生活を送るためには、町民の障がいに対する理解・認識を深め、「地域で共に生活している」という意識を形成していくことが重要です。そのため、様々な広報・啓発を行うとともに幼少期・就学期から交流学习やボランティア教育を通じて共に学ぶ教育の推進を図ります。

また、障がいのある方の自立の支援及び社会参加を促進するため、様々な活動を通じて町民への広報・啓発を行い、障がいのある方のための情報提供に努めます。

主 な 取 組

- ① 保育所・学校における障がい者福祉施設への訪問
- ② 障がい者福祉制度ガイドブック発行
- ③ ホームページの活用

（４）交流事業の推進

町内の障がいのある方の交流の場となっている「ふれあいレクリエーション」や、社会福祉協議会が主催し、障がい者・高齢者・ボランティア・その他町民の全町的な交流の場となっている「ふれあい広場」等を通じ、障がいの有無に関わらず交流することにより、互いの理解を深める機会の拡大に努めます。

主 な 取 組

- ① 「ふれあいレクリエーション」事業の推進
- ② 「ふれあい広場」開催への支援・協力
- ③ スポーツ・交流事業の促進

（５）情報提供の充実

視覚・聴覚など情報を得ることに障がいのある方に対し、役場窓口や病院受付等で視覚、聴覚による確かな情報伝達ができるように、文字を拡大して読むことができる拡大読書器や広域の音が聞き取りやすくなる助聴器の貸し出しを行います。また、役場窓口に耳マークを設置し、情報入手の手助けを行い、情報のバリアフリー促進を図ります。

また、手話通訳者の派遣により、医療など必要なサービスを受ける際の手助けを行い、さらにボランティア団体と協力し、音声による町広報の発行事業など、視覚に障がいのある方へ定期的に情報を提供します。

主 な 取 組

- ① 拡大読書器・助聴器の貸し出し及び設置
- ② 手話通訳派遣事業の実施
- ③ 声の広報による情報提供支援



2 地域生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある方一人ひとりの心身の状況に応じて、地域で生活する上で様々なハードル(障がい)があります。それらのハードルを乗り越える支援又は援助を行い、地域での自立した社会生活を送ることができるよう地域生活環境の整備に取り組みます。

【具体的な施策】

(1) 住宅環境の整備

障がいのある方が地域生活を送る上で、その生活の基盤となる住宅環境の整備は重要な課題のひとつです。バリアフリー対策、住宅の確保、除雪対策など、様々な問題に対応できる整備を「栗山町住宅マスタープラン」と調整を図りつつ進めます。

施設に入所又は入院している障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、グループホームやケアホームなどの地域生活へ円滑に移行できるよう、共同生活の場の確保が必要です。

関係機関と連携をとり、社会福祉法人等民間の事業展開を支援し、共同住居等の整備の推進を図ります。

主 な 取 組

- ① バリアフリーの啓発推進
- ② 公営住宅における障がいのある方への優先的入居
- ③ 除雪サービスの実施
- ④ 共同住居等の整備促進

(2) 雇用・就労の支援

障がいのある方にとって自立の経済基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題であります。

働きたいという意欲がある障がいのある方に対し、その適性に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や空知しょうがい者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、就労に関する相談体制の充実を図ります。

また、知的障がい者職親委託制度事業を活用し、知的障がいのある方の生活指導及び技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

主 な 取 組

- ① 就労相談窓口の充実
- ② 知的障がい者職親委託制度事業の活用

(3) 保健・医療サービスの充実

加齢や疾病により障がいの発生に結びつくことが多くあります。予防が可能な生活習慣病からの障がいの発生を防ぐために、健康相談、健診事後指導等の保健サービスの充実を図ります。また、保健・医療・福祉の連携を深め、障がいの発生からできるだけ早期に適切な対応を図ることで、健康な日常生活を送られるよう支援します。

主 な 取 組

- ① 健診体制の充実
- ② 健康相談、健診事後指導の充実

(4) 移動・交通対策の充実

タクシーの基本料金の助成・移動支援事業を提供することにより、ひとりで外出することが困難であったり、誘導などの支援が必要なため自由に外出ができない方に対し、外出の支援を行い、社会参加の促進に努めます。

主 な 取 組

- ① 福祉ハイヤー利用料金助成事業の実施
- ② 移動支援事業の継続実施

(5) 防犯・防災対策の充実

聴覚障がいのある方に対しては、自動消火器・火災警報器等の日常生活用具の給付、高齢で障がいのある方に対しては緊急時や急病時に消防署へ連絡が迅速に行われるよう設置している緊急通報装置の設置促進を図ります。また、福祉電話の活用による定期的な安否確認体制の推進、さらに民生委員・児童委員との協力体制を図り、災害時要援護者対策として障がいのある方が安心して地域で暮らせる体制の整備に努めます。

主 な 取 組

- ① 日常生活用具給付事業の実施
- ② 緊急通報装置の設置促進
- ③ 災害時要援護者対策の整備
- ④ 福祉電話の利用促進

3 療育・教育の充実

【現状と課題】

心身に障がいのある児童又は発達に遅れのある児童に対し、一人ひとりの状況や特性に応じた適切な対応を行うとともに、障がいのある児童のみならず生活の基盤となる家族を支える支援・相談を行う必要があります。

また、早期に必要な支援が受けられる体制を整備し、成長の段階に合わせたきめ細かい療育と教育体制の整備に取り組みます。

※2005年(平成17年)4月に「発達障害者支援法」が施行され、これまで「制度のはざま」といわれてきた、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(AD/HD)、高次脳自閉症などの発達障がいについて定義され、障がいのある方の生活全般の支援を促進することになりました。

【具体的な施策】

(1) 妊娠期から乳児期の支援・相談体制の充実

子どもを守り育てていくために必要なのは、保護者が子どもの健康・発達に関する理解を深め、対応することが求められます。

環境条件から発生する可能性がある障がいを予防するために、妊娠期のアルコール摂取や喫煙による悪影響についての啓発、障がい発生の危険性があるポリオ等について予防接種を勧めるなど、母親教室や家庭訪問を通して指導・啓発を行います。

また、安心して子育てできるよう乳幼児健診や健康教育を通じ、子どもの発達の支援と保護者の支援に努めます。

主 な 取 組

- ① 母親教室などにおける指導・啓発の推進
- ② 健診・健康教育事業の充実

(2) 幼児期の支援体制の充実

心身の障がい又は発達の遅れに対しての早期発見・早期療育の必要性から、保護者と関係機関が連携をとり、児童一人ひとりの特性、成長段階に応じた必要な支援及び保護者と児童が安心して療育や教育が受けられるよう体制の整備に努めます。

主 な 取 組

- ① 子ども発達サポートセンター事業の充実
- ② 子育て支援センター事業の充実

（３）学齢期の学校教育の充実

身近な地域（地元の学校）において、一人ひとりの障がいに応じた専門性に基づく教育を推進し、教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられるように、小中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。

また、障がいのない児童生徒が、障がいについての理解を深めるために、交流学習や福祉についての総合学習の機会の確保に努めます。

主 な 取 組

- ① 特別支援教育体制の充実
- ② 総合学習における福祉教育の実施

（４）保護者に対する支援・相談体制の整備

保護者が安心して療育・教育を受けることができるように、それぞれのニーズに応じた相談・指導を行える体制づくりに努めます。

また、障がいのある児童が必要な療育・教育・医療などのサービスを利用する際の援助を行い、家庭に係る負担を少なくすることにより、必要なサービスが受けやすい体制づくりに努めます。

主 な 取 組

- ① 相談窓口の設置
- ② 栗山町子ども発達・療育支援事業の実施

（５）関係機関との連携体制の整備

療育と教育、保健福祉における各関係機関と行政との連携を強化し、地域の療育・学校教育体制の充実に努めます。

また、障がいのある児童に対する知識を深めるための学習の場を、家族及び町民のために提供します。

主 な 取 組

- ① 子ども発達サポートセンター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、教育委員会、行政、児童相談所、その他療育機関等との連携強化
- ② 療育研修会の開催

第5章 指定障がい福祉サービス

1 指定障がい福祉サービスの実績及び必要な量の見込み

障がいのある方が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適正）に応じた活動を保障するため、障がい福祉サービスの種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の算定方法について、次のとおり定めます。

（１）訪問系サービス

利用実績及び見込み

上段：計画／下段：実績

サービス名	単位/月		第2次計画期間の実績				第3次期間の見込		
			20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
居宅介護	計画	人	-	-	-	-	13	13	14
		時間	70	80	100	110	154	154	168
	実績	人	11	8	9	14	-	-	-
		時間	95	63	89	105	-	-	-
重度訪問介護	計画	人	-	-	-	-	1	1	1
		時間	0	45	45	45	45	45	45
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
		時間	0	0	0	0	-	-	-
行動援護	計画	人	-	-	-	-	1	1	1
		時間	0	5	10	15	16	16	16
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
		時間	0	0	0	0	-	-	-
〔新〕同行援護	計画	人	-	-	-	-	0	1	1
		時間	-	-	-	-	0	16	16
重度障害者等 包括支援	計画	人	-	-	-	-	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
		時間	0	0	0	0	-	-	-
合 計	計画	人	-	-	-	-	15	16	17
		時間	70	130	155	170	215	231	245
	実績	人	11	8	9	14	-	-	-
		時間	93	63	89	105	-	-	-

サービス内容

サ ー ビ ス 名	内 容
居 宅 介 護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同 行 援 護 (平成 23 年 10 月新設)	視覚障害で移動が著しく困難な方が外出するときに、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 居住系サービス

利用実績及び見込み 上段：計画／下段：実績

サ ー ビ ス 名	単位/月		第 2 次計画期間の実績				第 3 次期間の見込		
			20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)	24 年度	25 年度	26 年度
共 同 生 活 援 助 共 同 生 活 介 護	計画	人	30	36	38	42	39	39	40
	実績		32	36	38	37	-	-	-
施 設 入 所 支 援	計画	人	10	15	26	32	36	36	35
	実績		10	13	18	29	-	-	-
合 計	計画	人	40	51	64	74	75	75	75
	実績		42	49	56	66	-	-	-

利用実績

サ ー ビ ス 名	単位/月		第 2 次計画期間の実績			
			20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)
旧 法 施 設 支 援	計画	人	26	23	10	0
	実績		25	21	16	7

サービス内容

サ ー ビ ス 名	内 容
共 同 生 活 援 助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共 同 生 活 介 護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
旧 法 施 設 支 援	支援費制度時における施設支援です。(平成 23 年度までの経過措置)

(3) 日中活動系サービス

利用実績及び見込み 上段：計画／下段：実績

サービス名	単位/月		第2次計画期間の実績				第3次期間の見込		
			20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
生活介護	計画	人	14	25	30	43	44	44	45
		日	277	594	660	946	954	954	975
	実績	人	14	20	28	45	-	-	-
		日	285	416	569	926	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	計画	人	0	0	1	1	0	0	0
		日	0	0	22	22	0	0	0
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
		日	0	0	0	0	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	計画	人	1	1	2	2	0	0	0
		日	22	22	44	44	0	0	0
	実績	人	1	3	2	0	-	-	-
		日	22	50	44	0	-	-	-
就労移行支援	計画	人	16	18	19	20	12	12	13
		日	352	396	418	440	252	252	273
	実績	人	17	17	3	13	-	-	-
		日	348	357	69	270	-	-	-
就労継続支援 (A型)	計画	人	0	0	5	10	1	1	2
		日	0	0	110	220	20	20	40
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
		日	0	0	0	0	-	-	-
就労継続支援 (B型)	計画	人	23	39	40	45	62	64	68
		日	637	858	880	990	1,200	1,280	1,360
	実績	人	37	37	49	58	-	-	-
		日	742	716	981	1,115	-	-	-
療養介護	計画	人	0	0	1	1	2	2	2
	実績	人	0	0	0	0	-	-	-
短期入所	計画	人	-	-	-	-	5	6	9
		日	35	35	35	35	27	32	48
	実績	人	2	4	4	5	-	-	-
		日	32	10	41	70	-	-	-
合 計	計画	人	54	83	118	121	126	129	139
		日	1,323	1,905	2,170	2,698	2,453	2,538	2,696
	実績	人	69	77	82	116	-	-	-
		日	1,429	1,549	1,704	2,381	-	-	-

利用実績 上段：計画／下段：実績

サービス名	単位/月		第2次計画期間の実績			
			20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
児童デイサービス	計画	人	-	-	-	-
		日	55	55	55	60
	実績	人	21	21	19	17
		日	43	39	47	37
旧法施設支援	計画	人	44	13	12	0
		日	968	286	264	0
	実績	人	13	12	12	0
		日	263	264	269	0

※児童デイサービスは平成24年4月から児童福祉法に基づくサービスに位置づけられます。

サービス内容

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の場を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

利用見込

サービス名	単位/月	実績	第3次期間の見込		
		23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	1	16	101	96
〔新〕地域移行支援	人	-	1	1	2
〔新〕地域定着支援	人	-	1	2	2

計画相談支援については、現在の障がい福祉サービス利用者が3年間で段階的に全て対象となるよう見込みました。

地域移行支援及び地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者数を考慮して見込みました。

サービス内容

サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	障がい福祉サービス利用者に対して心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに一定期間ごとにモニタリングを行います。
地 域 移 行 支 援 (平成24年4月新設)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。
地 域 定 着 支 援 (平成24年4月新設)	居宅における単身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援体制等を行います。

2 指定障がい福祉サービスの必要量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障がいのある方が在宅で生活する際に、必要なサービスを受けられるよう各事業所と連携し、個々のニーズにあったサービスを利用できる体制の整備に努めます。

(2) 居住系サービス

障がいのある方が、地域における居住の場として、また受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある方が地域生活を営む場として、共同生活援助及び共同生活介護の確保に努めます。また、退所できる施設入所者については、退所後に必要なサービスが受けられるように支援します。

(3) 日中活動系サービス

身体能力又は日常生活能力の維持・向上や、就労の場の提供など、障がいのある方がその意欲と能力に応じて必要なサービスが受けられ、地域又は施設での日中活動の場を確保できるように支援します。

(4) 相談支援

障がい福祉サービス利用者個々のニーズに合った計画的な支援が受けられるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細やかな相談支援体制の充実に努めていきます。

また計画相談支援については、法改正により対象者の拡大が図られることから、利用者の大幅な増加が予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携により、十分なサービスの提供できる体制の確保に努めていきます。

3 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とします。

町の基本方針

平成17年10月1日の施設入所者38名のうち、11名が地域生活に移行するとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から8名削減することを目標とします。

町内に施設入所支援を行っている事業所はなく、全て町外の施設でサービスを利用しています。町で援護している方が入所している事業所と連携をとり、各地域において整備されているグループホーム又はケアホームへの移行を支援します。また、町内において、地域における居住の場としてのグループホーム又はケアホームを整備することにより、地域生活への移行を支援します。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

平成17年度の一般就労への移行実績の4倍とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

町の基本方針

平成17年度において福祉施設を退所し一般就労した者はなく、地域の実情を踏まえて、平成26年度中の一般就労移行者数を4名以上とすることを目標とします。

経済状況に明るい見通しがなく、障がい者を受け入れる企業が少ないのが現状です。相談支援事業所及びハローワークなどと連携をとり、情報の収集に努めながら就労を支援します。

5 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指します。

町の基本方針

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、13名（10%）以上の者が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

福祉施設利用者の入所者数を考慮して見込んでおります。

6 就労継続支援A型事業の利用者数

国の基本方針

平成26年度において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援A型事業を利用することを目指す。

町の基本方針

平成26年度末の就労継続支援A型・B型事業の利用者70名のうち、3%の2名以上が就労継続支援A型事業を利用することを目標とします。

町内に事業所がなく、利用できる者が限られているため上記の目標値を設定しております。

第6章 地域生活支援事業

1 町の地域生活支援事業の内容

【相談支援事業】

○障がい者相談支援事業

障がい者福祉に関する各般の問題について、障がいのある方、その保護者や介護者からの相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

また、指定障がい福祉サービスを利用している方に対し、適切なサービスを利用できるようサービス利用支援など、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談事業を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。

○成年後見制度利用支援事業

障がいのために判断能力が不十分な方に対し、日常生活上必要な金銭面の判断、サービスの利用計画等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

○地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、近隣市町と共同で設置する地域自立支援協議会の推進を図ります。

【コミュニケーション支援事業】

○手話通訳者派遣事業の実施

北海道ろうあ連盟と契約し、町住民福祉課が窓口となり手話通訳者の派遣事業を行います。

また、各種団体で手話通訳が必要な場合には、くりやま手話の会において協力、支援できる体制を作ります。

【生活支援事業】

○障がい者除雪サービス事業の実施

在宅で生活する障がいのある方の除雪を、障がいのある方が行なう除雪サービス事業を実施し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人の活動支援等を行なうことで生活の質的向上を図り、障がいのある方の社会参加及び社会復帰の推進を図ります。

【日常生活用具給付事業】

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、6区分41種目の用具を給付します。

区 分	内 容	種目数
介護・訓練支援用具	障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に使用するいすなどの訓練支援用具	8 種目
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がいのある方の在宅療養等を支援する用具	6 種目
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具	13 種目
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品	2 種目
住宅改修費	障がいのある方の居住生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1 種目
自立生活支援用具	障がいのある方の入浴補助用具や聴覚障がい者用室内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具	11 種目

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要な外出のための支援を行います。

【地域活動支援センター】

近隣市町との共同委託により、北海道社会福祉事業団福祉村において地域活動支援センターを運営し機能訓練、社会適応訓練又は入浴等のサービスを行い、障がいのある方の生活支援を行います。

【日中一時支援事業】

障がいのある方の家族の理由により、一時的に事業所に通所し、障がいのある方の日中における活動の場を確保するとともに、食事や入浴の介助等を行います。

【生活サポート事業】

地域で生活する上で家事などに対し少しの援助が必要な障がいのある方に対し、ヘルパーを派遣し家事の援助を行います。

【自動車運転免許取得・改造費助成事業】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

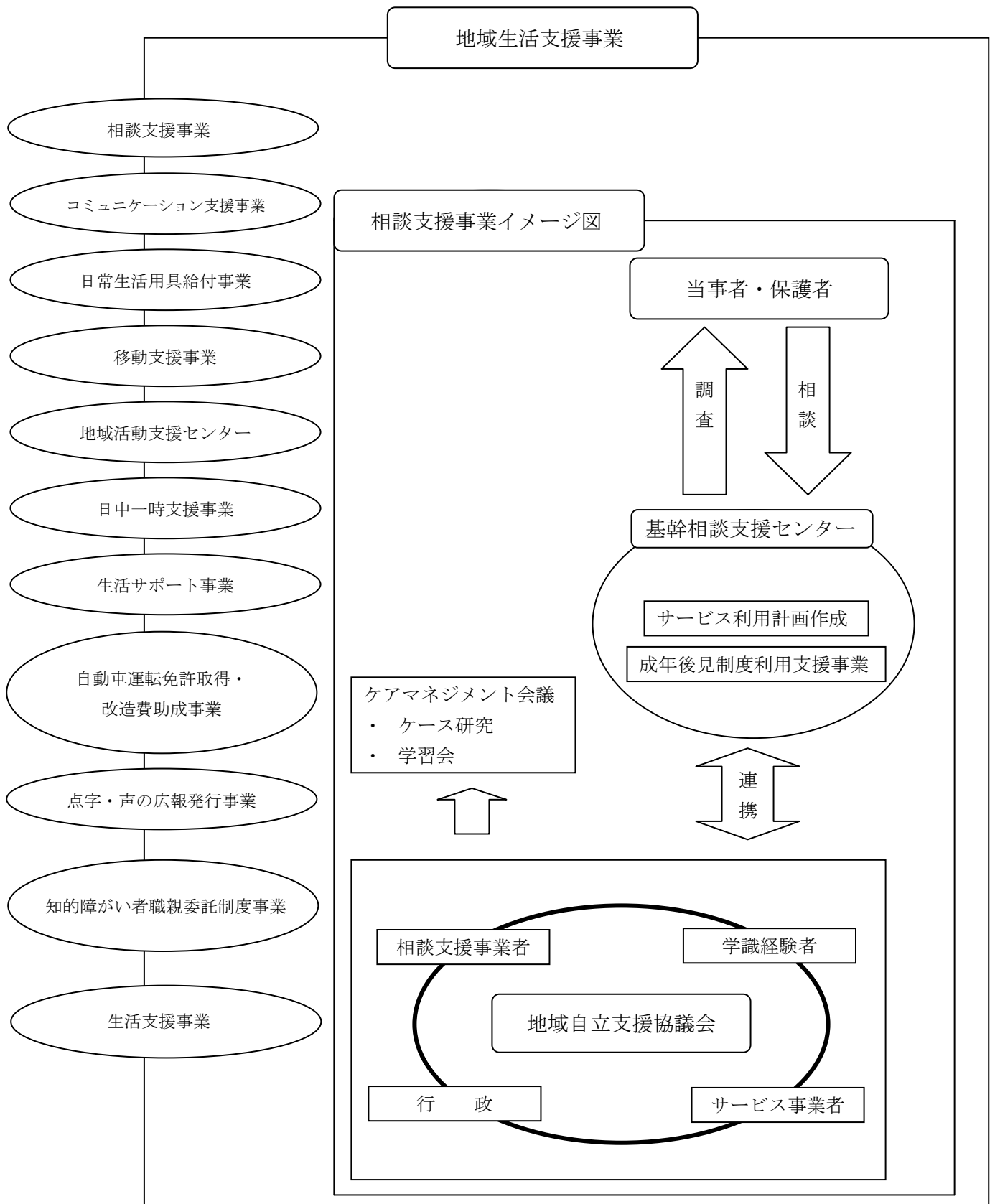
【点字・声の広報等発行事業】

くりやまりーディングサービス「とらいあんぐる」において行っている『声の広報』に対し、作成に係る費用を助成します。

【知的障がい者職親委託制度事業】

知的障がいのある方を、障がいのある方の更生援護に熱意のある事業経営者等に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高め、知的障がいのある方の福祉の向上を図ります。

地域生活支援事業イメージ図



2 地域生活支援事業の実績及び必要な量の見込み

地域生活支援事業の実績及び必要な量の見込みを次のとおりとします。

サ ー ビ ス 名	単位/月		第 2 次計画期間の実績				第 3 次計画期間の見込		
			20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)	24 年度	25 年度	26 年度
相談支援事業	計画	箇所	1	1	1	1	1	2	2
		人	7	7	10	10	－	－	－
	実績	箇所	1	1	1	1	－	－	－
		人	2	2	0	0	－	－	－
成年後見制度 利用支援事業	計画	人	0	0	1	1	1	1	1
	実績	人	0	0	0	0	－	－	－
コミュニケーション 支援事業	計画	人	2	2	2	2	3	3	3
	実績	人	2	2	2	3	－	－	－
日常生活用具 給付事業 (単位/年)	計画	人	35	40	45	50	42	45	48
		件数	165	170	175	180	180	185	190
	実績	人	37	31	34	40	－	－	－
		件数	172	138	139	170	－	－	－
移動支援事業	計画	人	9	9	10	10	11	12	13
		時間	35	35	38	40	60	65	70
	実績	人	9	11	11	9	－	－	－
		時間	44	48	48	63	－	－	－
地域活動支援 センター	計画	箇所	1	1	1	1	1	1	1
		人	1	1	1	1	2	2	2
	実績	箇所	1	1	1	1	－	－	－
		人	0	0	0	1	－	－	－
日中一時支援 事業	計画	人	10	10	10	15	11	12	13
	実績	人	6	5	9	10	－	－	－
生活サポート 事業	計画	人	2	2	2	2	1	1	1
	実績	人	0	0	0	0	－	－	－

※ 相談支援事業の人数はサービス利用計画を盛り込んでおりましたので、24年度以降は計上しておりません。また数値の設定がなじまない事業は除きます。

3 サービス必要量の確保について

障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

地域生活支援事業は市町村事業に位置付けられ、町の特色、利用者のニーズ等に応じ、サービスを提供することができます。この地域生活支援事業と指定障がい福祉サービスは両輪となって障がいのある方の自立と社会参加を支援していくものであり、町では、今後も様々なニーズを踏まえ、関係機関及び事業所と連携をとり、必要なサービスを検討していきます。